



【 ネクストステージ 】

ここ1年か、2年内なら大きく変わるとは思えないが、5年先、10年先となるとどうなっているのか予想ができないというのがほとんどの人の感想ではないでしょうか？何かをしなければいけないが、どうすればいいのか。ライバルの行動に自らはこのままでいいのかとますます悩み多い時代に入っていると云わざるを得ません。

私はしばしば経営者の方々に「御社の強みは？」と直接聞くことがあります。思っていた以外の答えも返ってくる場合があります。中には「うちの強みは私だよ！」という言葉も聞きます（そりゃそうでしょうとも！）。人間は3年ぐらいでほとんどの細胞が入れ替わるといわれていますが、会社の内容も時が経つに連れ、必ず変化してきます。売上高、得意先・仕入先、商品内容、財務内容、社員構成などはもちろん、経営者の心身さえ（あるいは経営者自体が）変わっていくのです。

かつての戦略をそのまま続けていくことが適当でない場合があります。問題点を深く掘り下げることは大事なことです、本当の成長を考えればじっくりと自省する必要もあります。しかし、多くの場合、そのために身動きできない状態に陥ってしまうことがよく見受けられます。何も考えないで行動することは危険ですが、内面を見つめすぎると戦えなくなります。それが戦場なら死んでしまうことにもなります。

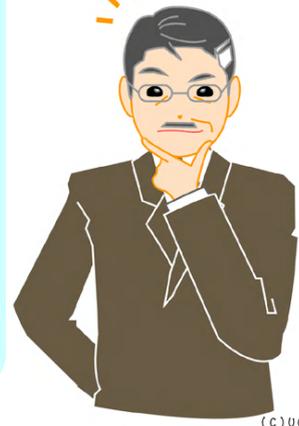
ロンドンオリンピックの女子柔道で金メダル確実と言われていた福見友子選手がメダルさえ取れず、前面闘志むき出しの松本薫選手が金メダルを取った要因はいくつか挙げられると思いますが、内なる事情を超えての戦う姿勢にあったのではと思われます。経営方針・経営目標の転換は躊躇なく思い切って行うべきです。この厳しい環境の中で勝ち抜き、次なる高み（ネクストステージ）に向かうのは「今」なのでしょう。



役員報酬の最適額はいくら？

役員報酬はいくらにすればいいのかという質問をよく受けます。それには会社が払える給与額の限界はいくらかという意味と、会社で税金(法人税等)を払うのと、個人で税金(所得税等)を払うのとではどちらが有利かという意味の2つがあります。今回、後者のトータルの税金が有利になる(安くなる)金額について検討してみます。

なお、適用する法令は個人が平成25年1月1日以降、法人が平成24年4月1日以降に開始する事業年度の税法とし、単純化のため社会保険料については考慮しません。



【役員報酬(給与)にかかる税金】

役員報酬(給与所得)の税務計算上の特徴は

- ① 給与収入金額から給与所得控除額を差し引くことができる(⇒有利)
- ② 所得税は金額の段階に応じた累進課税(5%、10%、20%、23%、33%、40%)となっている(⇒所得金額が多くなると不利)。住民税は一律10%

《給与所得控除額計算表》

給与収入金額	給与所得控除額
162.5万円以下	65万円
162.5万円超 180万円以下	収入金額×40%
180万円超 360万円以下	収入金額×30%+18万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20%+54万円
660万円超 1,000万円以下	収入金額×10%+120万円
1,000万円超 1,500万円以下	収入金額×5%+170万円
1,500万円超	245万円(H25年1月1日以降)



(例)役員報酬1,200万円(月額100万円)の場合

給与所得:1,200万円-(1,200万円×5%+170万円)=970万円

⇒ 230万円所得が少なくなる!

所得税額:(970万円×33%-153.6万円)×1.021(復興増税)≒170万円

住民税:970万円×10%=97万円

∴役員報酬にかかる税額は267万円 ⇒ 実効税率22.25%

【法人税にかかる税額】(中小法人の場合)

法人税には、国税の法人税、地方税の法人事業税、県民税、市民税があります。実効税率は以下の計算式から求めるものとします(均等割額は考慮しません)。

① 所得 400 万円以下

$$0.165 + 0.05 + 0.165 \times (0.05 + 0.123) = 0.243545 \Rightarrow 25\%$$

(例) 法人所得 400 万円の場合

$$400 \text{ 万円} \times 25\% = 100 \text{ 万円 (法人税等の税額)}$$



② 所得 400 万円超 800 万円以下

$$0.165 + 0.073 + 0.165 \times (0.05 + 0.123) = 0.266545 \Rightarrow 26.7\%$$

(例) 法人所得 700 万円の場合

$$400 \text{ 万円} \times 25\% + 300 \text{ 万円} \times 26.7\% = 180.1 \text{ 万円 (法人税等の税額)}$$

③ 所得 800 万円超 (8,000 万円を超えないものとする)

$$0.2805 + 0.096 + 0.2805 \times (0.05 + 0.123) = 0.4250265 \Rightarrow 42.5\%$$

(例) 法人所得 1,500 万円の場合

$$400 \text{ 万円} \times 25\% + 400 \text{ 万円} \times 26.7\% + 700 \text{ 万円} \times 42.5\% \\ = 504.3 \text{ 万円 (法人税等の税額)}$$



以上のように法人税等も所得金額(税務上の利益金額)が増えるにつれて実効税率が高くなるのがわかります。



【役員報酬と法人所得の最適計算】



結論として以下のことがいえます。

- ① 役員報酬(給与)は給与所得控除額があるため、その分税額が少なくなり、有利だが、年額 1,500 万円を超えると控除額は **245 万円の頭打ち**になる。
- ② 社長の役員報酬が 1,500 万円の場合、共同経営者で給与を低く設定しがちな**奥さんの役員報酬を増額したほうが有利**。
- ③ 所得税・住民税の税率が **25%のライン**で逆算すると役員報酬の金額は **1,400 万円、30%ラインだと 2,000 万円**となる。
- ④ 法人の利益金額が 1,800 万円と見込まれるときは、**役員報酬 1,400 万円、法人所得 400 万円**となり、**双方とも税率 25%ライン**で均衡する。このため法人の利益金額が 1,800 万円以下だと役員報酬は 1,400 万円を超えないほうが有利
- ⑤ たとえ役員報酬を最大 5,000 万円としても、所得税・住民税の税率は **42%程度**のため、上記法人税等の最大税率(法人所得 8,000 万円以下)**42.5%**よりも少なくなるので、**法人の利益金額が大きくなる場合は役員報酬を増額したほうが有利**。



以上の検討した結果は、単純化した場合ですので、実際は、社会保険料の負担や会社の規模、本店所在地の税率、支店のあるなし、さらに損金不算入の交際費等の部分を考慮に入れなければなりませんので、個別の件については気軽にご相談ください。



当事務所は
8月13日(月)~15日(水)迄
夏期休暇とさせていただきます。

気さくで、信頼できる頼もしい顧問税理士として税務・経営・経理の相談、指導等により企業活動へのサポートを行っています。お気軽にご相談下さい。



金田会計事務所 〒541-0052 大阪市中央区安土町3丁目4番5号 本丸田ビル3階
TEL (06)6264-3328 FAX (06)6264-3329
E-Mail : info@kaneda-kaikei.com URL : http://kaikei.asia/